

令和4年9月9日

十日町建築組合 様

十日町市建設部建設課

「十日町市雪おろし安全対策事業」の実施について（ご案内）

日頃より、当市の克雪事業にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当市では、雪おろし作業中の墜落等による死傷事故を防止することを目的に、新たに「雪おろし墜落防止器具購入費」と「雪おろし作業費」への補助事業を実施します。雪おろし作業を業務で実施される団体・組合様にご案内させていただきます。なお、都市計画課で実施している「十日町市すまい雪おろし安全対策支援事業」をご利用いただいた方にも案内をしております。

本事業の対象となる方は、「命綱固定アンカー等の墜落防止器具取付設備が設置されている住宅またはこれから設置する住宅の所有者または居住者」となります。対象の方がハーネス型墜落制止用器具等を購入する費用や、業者に墜落防止器具を使用した雪おろしを依頼した際の作業費を補助するものです。

詳しくは別紙をご覧ください、市民の方からご相談や活用のお話がありましたら、ご紹介いただきますようお願いいたします。本事業を活用して雪おろし作業をする場合は、作業前、作業中、完了後の写真や、作業費の支払いを確認する領収書等が必要となります。また、要援護世帯に配布される「雪処理券」を使用した作業は対象外となります。ご不明な点等ございましたら、十日町市役所建設課までご連絡ください。

【申請受付期間】令和4年9月12日（月）～令和5年2月10日（金）

【問い合わせ先】十日町市役所 建設課 克雪利水係

TEL : 025-761-7412

〒948-8501

十日町市千歳町3丁目3番地

十日町市役所 建設課 克雪利水係

TEL : 025-761-7412

担当 : 水落、小川

# 雪おろし作業での事故を防ぐ!!

十日町市では毎年、雪おろし中の事故が発生しています。市では雪おろし作業での事故防止のため、手掘りで雪おろしを行う住宅について各種補助を行っています。補助金も活用しながら、事故の発生を防ぎましょう。

## 1 安全対策設備の設置工事費補助（都市計画課：025-757-9935）

### 対象工事

- ①「命綱固定アンカー（墜落防止器具の取付金具）」の設置工事
  - ②「転落防止柵」の設置工事
  - ③「固定式昇降用ハシゴ」及び「昇降補助設備」の設置、取替え工事
- （注意）③は①または②と併せて行う工事に限る。ただし、①、②がすでに設置されている場合は、③のみ申請可能。「昇降補助設備」は「固定式昇降用ハシゴ」の設置が条件。

令和4年11月30日まで  
受付期間延長

### 補助率、補助限度額

補助率：対象工事費の**50%**（千円未満切捨て）

補助限度額：1棟あたり**10万円**（要援護世帯は**15万円**）



### 新規補助事業

（来年度の実施は未定）

## 2 雪下ろし墜落防止器具購入費補助（建設課：025-761-7412）

住宅に命綱固定アンカー（墜落防止器具の取付金具）が設置されている方が、対象器具を購入する場合に補助します。

### 対象器具

1住宅につき  
最大3人分まで可能

- ①「墜落防止器具」フルハーネス型・胴ベルト型墜落制止用器具等
  - ②「墜落防止付属器具」固定フック、命綱、カラビナ、ヘルメット、かんじき等
- （注意）②は①と同時に購入する場合に限る（②のみの購入は対象外）

### 補助率、補助限度額

補助率：購入費の**50%**（要援護世帯は**75%**）（千円未満切捨て）

補助限度額：1人分あたり**2万円**（要援護世帯は**3万円**）



## 3 雪おろし作業費補助（建設課：025-761-7412）

住宅に命綱固定アンカー（墜落防止器具の取付金具）が設置されている方が、業者等に墜落防止器具を使用しての雪おろし作業を依頼した場合に補助します。（雪処理券使用分は対象外）

### 補助率、補助限度額

補助率：作業費の**50%**（要援護世帯は**75%**）（千円未満切捨て）

補助限度額：1シーズンあたり**5万円**（要援護世帯は**7.5万円**）



※各補助金の条件や申請方法・期間など詳細については担当課までお問い合わせください。

# 雪おろし墜落防止器具購入補助

屋根雪おろし用の命綱固定アンカー等が設置されている住宅の所有者等が、ハーネス等の墜落防止器具を購入する費用を補助します！

一般世帯

要援護世帯

上限： **2** 万円      上限： **3** 万円

補助率： **50** %      補助率： **75** %



## ▼ 対象者

墜落防止器具取付設備が設置されている住宅またはこれから設置する住宅の所有者または居住者の方 (業者や団体等は対象外)

## ▼ 対象器具

墜落防止器具は屋根の高さ等を考慮し、適切な器具を選定しましょう！  
フルハーネス型のサンプルは建設課にあります！

- ①「墜落防止器具」：フルハーネス型・胴ベルト型墜落制止用器具等
- ②「墜落防止付属器具」：固定フック、命綱、カラビナ、ヘルメット、かんじき等

(注) ②は①と同時に購入する場合があります (②のみの購入は対象外)

## ▼ 補助率・補助金額

1人分あたり (千円未満切捨て)

- ・一般世帯：購入費の**50%**      上限額 **2** 万円
- ・要援護世帯：購入費の**75%**      上限額 **3** 万円

1つの住宅につき**最大3人分**まで補助対象とすることができます！

要援護世帯とは  
・高齢者世帯  
・障がい者世帯  
・ひとり親世帯 等

## ▼ 申請受付期間

令和4年**9月12日(月)**～令和5年**2月10日(金)**まで  
(令和5年2月28日(火)までに購入し実績報告書を提出)

## ▼ 問い合わせ先

十日町市役所建設部建設課      電話：025-761-7412

器具の選定については裏面をご覧ください

# 墜落防止器具の選定について

墜落防止器具には色々な種類があり、使用する人がどういった立場で作業をするかによっても、法令の規制があります。地面（雪面）から屋根までの高さや、墜落後にぶら下がりの状況となった時の体へのダメージ等も考慮し、適切な器具を選定しましょう。

労働者が安全に業務を行えるように雇用主が守るべきことを定めた法律である「労働安全衛生法」では、墜落のおそれがある作業をする労働者に対して「雇用主は墜落制止用器具（安全帯）を使用させなければならない」と定めています。自己所有の建物の雪おろしを自身で行う場合は、業務でないため、この法律は適用されませんが、危険を伴う作業に変わりはないので、適切な安全対策を実施しましょう。

## 墜落防止器具の種類

		墜落制止用器具 (労働安全衛生法適用器具)		ワークポジショニング 器具
条件・状態等		フルハーネス型	胴ベルト型	シットハーネス (登山用ハーネス)
労働者として作業する場合の使用可否		労働者も使用可能	労働者も使用可能	労働者は <b>使用不可</b>
高さ	2.0m未満	装着不要	装着不要	装着不要
	2.0m以上 6.75m未満	使用可能	使用可能	使用可能
	6.75m以上	使用可能	<b>使用不可</b> 労働者以外は使用可能	製品の能力・仕様による
墜落時の体へのダメージ（状況による）		中	<b>大</b>	中～ <b>大</b>
費用		約20,000円～	約8,000円～	約8,000円～

### 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（抜粋）

（平成30年6月22日付け基発0622第2号）

#### 第1 趣旨

高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則であるが、こうした措置が困難なときは、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講ずることが事業者に義務付けられている。

#### 1 基本的な考え方

（1）墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時にフルハーネス型の墜落制止用器具を着用する者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用が認められること。

（2）適切な墜落制止用器具の選択には、フルハーネス型又は胴ベルト型の選択のほか、フック等の取付設備の高さに応じたショックアブソーバのタイプ、それに伴うランヤードの長さ（ロック付き巻取り器を備えるものを含む。）の選択が含まれ、事業者がショックアブソーバの最大の自由落下距離や使用可能な最大質量等を確認の上、作業内容、作業箇所の高さ及び作業者の体重等に応じて適切な墜落制止用器具を選択する必要があること。

（3）胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用すると仮定した場合の自由落下距離とショックアブソーバの伸びの合計値に1メートルを加えた値以下とする必要があること。このため、いかなる場合にも守らなければならない最低基準として、ショックアブソーバの自由落下距離の最大値（4メートル）及びショックアブソーバの伸びの最大値（1.75メートル）の合計値に1メートルを加えた高さ（6.75メートル）を超える箇所で作業する場合は、フルハーネス型を使用しなければならないこと。

# 雪おろし作業費補助

屋根雪おろし用の命綱固定アンカー等が設置されている住宅の所有者等が、業者等に墜落防止器具を使用しての雪おろし作業を依頼した作業費を補助します！

一般世帯

上限：**5**万円

補助率：**50**%

要援護世帯

上限：**7.5**万円

補助率：**75**%



## ▼対象者

墜落防止器具取付設備が設置されている住宅またはこれから設置する住宅の所有者または居住者の方（業者や団体等は対象外）

## ▼補助対象

業者等へ依頼する作業費が対象です。  
自己や親族等で行う場合は対象になりません。

住宅所有者等が業者等に依頼し墜落防止器具を使用させて行う、屋根雪おろし作業の費用

（注）要援護世帯除排雪援助事業による雪処理券使用分は対象外です

## ▼補助率・補助金額

1シーズンあたり（千円未満切捨て）

- ・一般世帯：作業費の**50%** 上限額**5**万円
- ・要援護世帯：購入費の**75%** 上限額**7.5**万円

1シーズン何回実施しても合計の作業費を対象とすることができます！

要援護世帯とは

- ・高齢者世帯
- ・障がい者世帯
- ・ひとり親世帯等

## ▼申請受付期間

令和4年**9月12日（月）**～令和5年**2月10日（金）**まで  
（令和5年2月28日（火）までに実績報告書を提出）

## ▼問い合わせ先

十日町市役所建設部建設課 電話：025-761-7412